令和3年8月24日

孫 樹斌 殿

東京都品川区西五反田 2-28-5 第二オークラビル 6 階 大宇宙ジャパン株式会社 代表取締役 中山 国慶

自宅待機命令書

当社は、貴殿に対し、下記のとおり自宅待機を命じます。

記

- 1 自宅待機の期間
 - ・令和3年8月24日から令和3年8月31日
- 2 自宅待機命令の理由
 - ・解雇日まで従事すべき業務がないため。
- 3 自宅待機中の待遇等
 - ・貴殿の一切の職務権限は停止されます。
 - ・貴殿が本命令に従う限り、自宅待機期間中の給与は従前どおり支給します。
- 4 貴殿の義務及び禁止事項等
 - ・今後は当社の指示が無い限り、出社(当社施設への立ち入りも含む)、就労(当社の一切の情報及び資産等へのアクセスを含む)及び当社従業員や取引先等との接触を禁止します。
 - ・現在貸与している PC に関しては、業務遂行を行わないため直ちに返却すること。
 - ・なお、自宅待機期間中においても、他社への就職のための活動を妨げるものではあり ません。

仮に貴殿において本命令に違反された場合は、業務命令違反となり処分の対象となることが ある旨申し添えます。

以上

本件に関する問合せ先

管理部 部長 三浦 昭彦 TEL: 03-6893-1700